

関 係 事 業 主 殿

一般社団法人 鶴岡労働基準協会

低圧電気取扱業務特別教育の実施について

労働災害の防止につきまして、常々格別のご配慮を払われておられることと存じます。
標記の取扱業務に係る法令（労働安全衛生法第59条第3項）に基づく低圧電気取扱業務特別教育を下記により実施いたします。

つきましては、まだ特別教育を修了していない方がおられましたら、この機会に受講していただきますよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 1日目 学科 令和7年 9月25日（木）
 午前9時15分～午後5時30分まで
 2日目 実技 令和7年 9月26日（金）
 午前9時20分～午前11時40分まで
 （実技の実施進行状況により、終了時刻が変更になることをご了承ください。）
- 2 場 所 鶴岡市勤労者会館 1階 ホール
 （ 鶴岡市 泉町 8-57・TEL0235-25-2548 ）
- 3 講習内容 （1）低圧電気に関する基礎知識
 （2）低圧電気設備に関する基礎知識
 （3）低圧電気安全作業用具に関する知識
 （4）低圧電気活線作業及び低圧電気活線近接作業に関する基礎知識
 （5）関係法令
 （6）実技
- 4 講 師 （1）労働安全コンサルタント
 （2）一般財団法人 東北電気保安協会鶴岡事業所 安全担当者
- 5 受講料 （1）会 員 事業所1名につき 12,430円
 [内訳：受講料 10,600円・消費税(10%) 1,060円：送料代 700円消費税(10%) 70円]
 （2）非会員 事業所1名につき 15,730円
 [内訳：受講料 13,600円・消費税(10%) 1,360円：送料代 700円消費税(10%) 70円]
 （3）印 記登録番号 T4390005007956

（裏面につづく）

6 申し込み、その他

- (1) 受講料は、別紙申込書により来る9月18日（木）までに受講料を添えて協会事務局（鶴岡市馬場町 8-13）に申し込みください。（FAX 可）
- ◇ **銀行振込の場合は、荘内銀行 鶴岡営業部 普通預金（口座番号 291860）**
- (2) 定員は、30名（定員になり次第、締切りとなりますのでご了承ください）
- (3) 昼食は各自で準備して下さい。
- (4) 受講取り消しは、実施日の3日前までとし、それ以後の受講取り消しには、受講料の返還はいたしませんので、予めご了承ください。
- (5) 全科目を受講された方に、修了証を交付いたします。
- (6) 問い合わせ先： TEL0235-22-1759 ・ FAX0235-22-1761

..... きりとりせん

別紙

低圧電気取扱業務特別教育講習会 受 講 申 込 書

フリガナ 受講者名	昭和・平成 生年月日	現住所
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

※ 修了証を交付いたしますので、正確にご記入願います。

事業所名

所在地（TEL）

※ 支払方法 （該当する箇所にチェック✓をお願いいたします。）

- ☐ 参加料を添え、申し込みします。
- ☐ 月 日に口座振込します。

※領収区分

現金
振込

※ 協会記入欄

令和7年 月 日

鶴岡市馬場町 8-13 一般社団法人 鶴岡労働基準協会 行